

オッポラン研究所

ロゴマーク利用マニュアル



作成日：平成29年11月7日

坂戸市役所 農業振興課

【目次】

| | | |
|-----|----------------------|---|
| I | オッポラン研究所ロゴマークの位置付け | 1 |
| II | オッポラン研究所ロゴマークの手続き | 2 |
| III | 「（１）食品以外に利用する場合」の利用例 | 3 |
| IV | 「（２）食品に利用する場合」の利用例 | 3 |
| V | 表示色 | 4 |
| VI | 使用禁止例 | 5 |
| VII | オッポラン研究所ロゴマーク利用上の注意 | 5 |

I オッポラン研究所ロゴマークの位置付け

オッポラン研究所ロゴマークは、マーク利用希望者が、『坂戸市産の農産物においてこれまで捨てられてきた（おっぼられてきた）ものに着目し、「オッポラン精神」で取り組む坂戸市6次産業に係るすべての活動に対して付与される地域ブランド名であるオッポラン研究所（以下「本活動」という。）の趣旨に賛同し、本活動を積極的に推進する』という意思を表明するためのマークです。

○ 「オッポラン研究所」の趣旨に沿った活動

1. 本市6次産業を推進する
2. 広報や広告その他での本活動のオッポラン研究所ロゴマークの提示により、本活動への支援の意思を表明する

※ 本マニュアルにおける「坂戸市産の農産物」とは、飲食用や飼料用に供されるものであり、畜産物なども含まれるものとします。

なお、オッポラン研究所ロゴマークは、個別の商品における原材料の坂戸市産の農産物比率が高いことや、商品・原材料の品質などを保証するものではないことにご留意願います。

Ⅱ オッポラン研究所ロゴマークの手続き

オッポラン研究所ロゴマークは、用途に応じて2種類の手続きがあります。用途に応じ、それぞれの利用例に則して、許諾された範囲内でご利用ください。

| | | |
|----------------|---|--|
| 1 目的 | <p>オッポラン研究所ロゴマークは、マーク利用希望者が、『坂戸市産の農産物においてこれまで捨てられてきた（おっぼられてきた）ものに着目し、「オッポラン精神」で取り組む坂戸市6次産業に係るすべての活動に対して付与される地域ブランド名であるオッポラン研究所（以下「本活動」という。）を積極的に推進する』という意思を表明するためのマークです。</p> <p>個別の商品における原材料の坂戸市産農産物の比率が高いことや、商品・原材料の品質などを保証するマークではありません。</p> | |
| 2 基本デザイン |  | |
| 3 用途 | <p>(1) 食品以外に利用する場合 【例】 ・ 広報活動・事業活動・名刺への印刷</p> | <p>(2) 食品に利用する場合 【例】 ・ 特定の商品のパッケージ・特定の商品メニューの表示</p> |
| 4 用法 |  <p>※「基本デザイン」表示のみで可能</p> |  <p>※「基本デザイン」、「坂戸市産の農産物名」、「氏名」を表示する。</p> |
| 5 マーク利用に必要な手続き | <p>①本マニュアル・オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾事務取扱要領の確認</p> <p>↓</p> <p>②オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾の申請 (様式第1-1号)</p> <p>↓</p> <p>③農業振興課からの利用許諾 (様式第2号)</p> <p>↓</p> <p>④利用開始</p> | <p>①本マニュアル・オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾事務取扱要領の確認</p> <p>↓</p> <p>②オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾の申請 (様式第1-2号)</p> <p>↓</p> <p>③農業振興課からの利用許諾 (様式第2号)</p> <p>↓</p> <p>④デザイン案の作成、利用開始</p> |

Ⅲ 「（１）食品以外に利用する場合」の利用例

○商品販売に関わらない場合

- ・名刺への印刷
- ・事務所内での表示
- ・6次産業化に関わるセミナー

○店舗店頭等などで利用する場合（外食店等も含む）

※「地産地消」「地域農産物」などをテーマにした販売促進キャンペーン等に利用できます。

※ただし、オッポラン研究所ロゴマークは、個別の特定の商品・メニューではなく、実施している「キャンペーン全体」に関わる形で利用してください。

- ・キャンペーン全体のチラシ、ポスター、垂れ幕
- ・キャンペーン全体のWebサイト
- ・店舗で提供される買い物袋

※「基本デザイン」のみの表示で可能です。

Ⅳ 「（２）食品に利用する場合」の利用例

○個別の特定の商品のパッケージ

○個別の特定の商品のメニュー

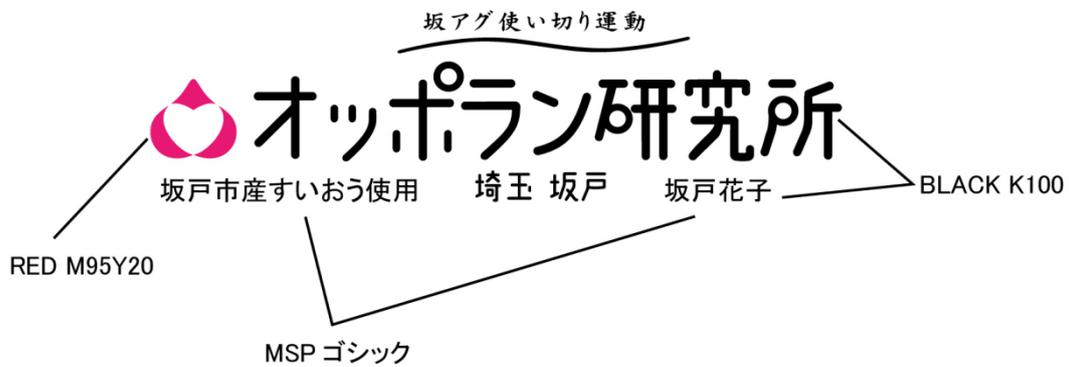
※「基本デザイン」、「坂戸市産の農産物名」、「氏名」を表示します。

V 表示色

(1) 食品以外に利用する場合



(2) 食品に利用する場合



VI 使用禁止例



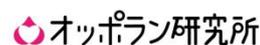
縦横比を変更しない



規定以外の色を使用しない



書体を変更しない



コピー等を省略しない



視認性を損なう画像や塗りの上で使用しない



識別できないほど小さく使用しない
(横幅 20 mm未満にしない)

あいうえおかきくけこさしすせそ
ちつてとああああああああああ
あああああああああああああ
あわあわあわあわあわあわあ
あああああああああああ
い
い
い
い

周辺に煩雑な文章等を表示しない



周辺に煩雑な要素を表示しない

VII オッポラン研究所ロゴマーク利用上の注意

オッポラン研究所ロゴマークの利用や表現にあたっては、本利用マニュアル、オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾事務取扱要領を厳格に遵守し、利用者の責任において、十分にご確認いただき、利用していただきますようお願いいたします。

本利用マニュアル、オッポラン研究所ロゴマーク利用許諾事務取扱要領は、予告なく改定される場合があります。改定後、改定内容については、利用者の皆様に通知にてお知らせします。